

入札公告

件名：令和5年度 宮古合同庁舎 No.1 中水揚水ポンプ修繕にかかる公告

(総務部 宮古事務所 総務課)

令和5年度宮古合同庁舎 No.1 中水揚水ポンプ修繕にかかる一般競争入札(以下「入札」という。)について、次のとおり公告する。

令和5年6月14日

沖縄県宮古事務所長



1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和5年度 宮古合同庁舎 No.1 中水揚水ポンプ修繕
- (2) 契約の内容 契約書案による。
- (3) 契約期間 契約日～令和6年3月20日まで
- (4) 実施場所 沖縄県宮古島市平良字西里 1125 宮古合同庁舎

2 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 沖縄県 Web ページ
- (2) 期間 公告の日から落札決定の日まで

3 入札執行の日時、場所及び方法

- (1) 日時 令和5年7月11日(火) 14時
- (2) 場所 沖縄県宮古島市平良字西里 1125 宮古合同庁舎 1階小会議室

4 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者は、本件に係る入札に参加することができる。

- (1) 沖縄県の令和5年・6年度入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 宮古島内に本社、支社、支店又は営業所を有すること。

5 一般競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、4にかかわらず、本件に係る入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者で、その事実があった後3年間の範囲内で沖縄県知事が定める入札に参加させないこととした期間を経過していないもの。

6 入札参加資格確認提出書類

本件に係る入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）を令和5年7月3日までに提出すること。

7 入札保証金に関する事項

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条第1項の規定により見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。詳細については、別紙入札保証金説明書による。

8 入札の方法

- (1) 入札は入札書（様式第2号）により行うこと。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる契約金

額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書は持参すること。郵送、電報及び電送による入札は認めない。
- (3) 入札参加者は、入札に先立ち、入札保証金の確認を受けること。
- (4) 代表者ではなく代理人が入札しようとするときは、代表者の委任状（様式第 3 号）を入札当日提出すること。
- (5) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しないものが行った入札
- (9) 入札書の内訳の計算に誤りのある入札

10 入札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とし、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがある

ときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、その場において直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は2回までとする。また、入札者がいないとき又は再度の入札に対し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

11 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は同規則第102条の規定により担保を提供すること。ただし、次に該当することが認められるときは、全部及び一部を免除することができる。

- (1) 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 その他

- (1) 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、令和5年7月13日までの間、現場の確認をすることができる。希望する場合は、宮古事務所総務課に問い合わせること。
- (3) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、疑義があるときは、質問書（様

式第4号)により次のとおり質問をすることができる。なお、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 受付期限 令和5年7月4日

イ 提出方法 持参又はFAXによる。ただし、FAXによった場合は必ず電話で到達を確認すること。

ウ 回答方法 質問があったときは、その回答を令和5年7月7日までに公告を行ったWebページに掲載する。

(5) 必要書類等の提出先及び連絡先について、特に定めがないときは、次のとおりとする。

ア 提出先及び連絡先

沖縄県宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎 2階

沖縄県総務部宮古事務所総務課 総務振興班

電話 0980-72-2551

FAX 0980-73-0096

イ 受付時間 土曜日、日曜日、休日、年末年始(12月28日から1月3日まで)を除く午前9時から午後5時まで。

